

## 品川区町会・自治会館等の登記に係る経費の補助に関する要綱

制定	平成 5年	2月26日	要綱第 9号
改正	平成13年	3月28日	要綱第101号
改正	平成21年	3月31日	要綱第178号
改正	平成23年	8月15日	要綱第122号
改正	平成27年	3月27日	要綱第212号
改正	平成31年	4月 1日	要綱第196号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が地域的な共同活動を行うための不動産等を保有する目的で法人格を取得し、不動産の登記を行う場合において、その登記に係る経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金交付の対象となる町会等)

第2条 補助金交付の対象となる町会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規程に基づく区長の認可を受け、法人格を得た町会等とする。

### (補助金交付の対象となる登記)

第3条 補助金交付の対象となる登記は、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき町会等の名義で行う、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 不動産の所有権の保存および移転に関するもの
- (2) 不動産の表示に関するもの
- (3) その他区長が特に必要と認めたもの

### (補助金交付の対象となる不動産)

第4条 補助金交付の対象となる不動産は、会館、集会所、事務所その他の直接町会等の活動のために使用している建物（以下「会館等」という。）およびその会館等が建てられている（建設を予定している場合を含む。以下同じ。）土地とし、店舗、営業用貸室その他の収益事業のための建物（以下「店舗等」という。）およびその店舗等が建てられている土地は対象としない。

2 会館等には、事務室、集会室、物置（みこし庫を含む）および湯沸場などにこれらに付設される廊下、便所、階段等を含む。

### (補助金交付の対象となる経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登記に係る登録免許税に相当する額

- (2) 登記に係る書類作成経費
  - (3) その他区長が特に必要と認めたもの
- 2 会館等の部分および店舗等の部分が混在する建物（以下「混在建物」という。）においては、前項各号に規定する経費に該当する額を、混在建物の床面積のうち、会館等の部分および店舗等の部分との割合により按分し、会館等の部分の割合に相当する額を補助対象経費とする。
- 3 前項の規定は、混在建物が建てられている土地について準用する。この場合において、同項中「混在建物の床面積」とあるのは「混在建物が建てられている土地の面積」と読み替えるものとする。

（補助金額）

第6条 補助金の交付額は、前条第1項各号に規定する経費の合算額の2分の1以内とし、一件の登記につき建物の場合には30万円、土地の場合には50万円を限度とする。

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする町会等は、登記の手続きの完了後、会館等登記経費補助金交付申請書（第1号および第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1項に掲げる経費の支払金額および内訳を確認できる書類
- (2) 登記完了後の登記簿謄本（写）
- (3) 第5条第2項に該当する場合にあっては、建物平面図
- (4) その他、区長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 区長は、前条の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適當と認めるときは、会館等登記経費補助金交付決定通知書（第3号および第4号様式）により申請者に通知する。

（請求書の提出）

第9条 前条の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに会館等登記経費補助金請求書（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第10条 区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

（返還）

第11条 町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、交付を受けた補助金の全部または一部を遅滞なく返還しなければならない。

(違約金)

第12条 町会等は、前条の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成5年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年8月15日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

第1号様式（第7条関係）

(建物用)

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印

会館等登記経費補助金交付申請書

当会名義により、下記のとおり不動産を登記しましたので、品川区町会・自治会館等の登記に係る経費の補助に関する要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

申請額		十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---

登記の種別	1. 表示登記 2. 所有权の保存登記 3. 所有权の移転登記			
不動産の表示	建 物	名 称 所 在 地	$m^2$	
経費の内訳	①登録免許税			
	②司法書士報酬			
	③土地家屋調査士報酬			
	④そ の 他			
	計 (①②③④) A			
	(A) × 1 / 2			
注：(1) 直接、町会活動に使用している部分と、それ以外の部分がある場合は、経費を按分する。				
(2) 申請額に千円未満がある場合は、切り捨てる。				

第2号様式（第7条関係）

(土地用)

年 月 日

品川区長 あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印

## 会館等登記経費補助金交付申請書

当会名義により、下記のとおり不動産を登記しましたので、品川区町会・自治会館等の登記に係る経費の補助に関する要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

申請額		十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---

登記の種別	1. 表示登記 2. 所有权の保存登記 3. 所有权の移転登記		
不動産の表示	土地	所在地 面積	m <sup>2</sup>
経費の内訳	①登録免許税		
	②司法書士報酬		
	③書類作成費用		
	④その他		
	計 (①②③④) A		
	(A) × 1 / 2		
注：(1) 直接、町会活動に使用している部分と、それ以外の部分がある場合は、経費を按分する。 (2) 申請額に千円未満がある場合は、切り捨てる。			

第3号様式（第8条関係）

（建物用）

番 号  
年 月 日

様

品川区長

印

### 会館等登記経費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった会館等登記経費補助金の交付について、品川区町会・自治会館等の登記に係る経費の補助に関する要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付額		十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---

登記の種別	1. 表示登記 2. 所有权の保存登記 3. 所有权の移転登記		
補助対象不動産	建物	所有者	
		所在地	
		面積	m <sup>2</sup>
請求書提出期限	年 月 日		
備考	補助金については要綱第6条2項により千円未満は切り捨てる。		

#### 第4号様式（第8条関係）

(土地用)

番号

年      月      日

樣

品川区長

印

## 会館等登記経費補助金交付決定通知書

年　月　日付で申請のあった会館等登記経費補助金の交付について、品川区町会・自治会館等の登記に係る経費の補助に関する要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

支 付 額		十	万	千	百	十	円
-------	--	---	---	---	---	---	---

登記の種別	1. 表示登記 2. 所有权の保存登記 3. 所有权の移転登記		
補助対象不動産	土地	所有者	
		所在地	
		面積	m <sup>2</sup>
請求書提出期限	年 月 日		
備考	補助金については要綱第6条2項により千円未満は切り捨てる。		

第5号様式（第9条関係）

会館等登記経費補助金請求書

金額		十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---

年　月　　日付番　　号をもって交付決定のあった会館等登記  
経費補助金について、上記の金額を請求します。

年　月　　日

品川区長　　あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

印